

清流の国ぎふ移住支援補助金交付要綱

[令和2年9月1日制定]

(総則)

第1条 県は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を受け、都市部を中心とした人口集中地域の「生活・働く」に、地方で「生活・働く」を選択肢として加え、県内地域の将来を支える人と呼び込むという視点から、岐阜県以外の都道府県（以下「県外」という。）から県内に移住した者に、予算の範囲内において、清流の国ぎふ移住支援補助金（以下「移住支援金」という。）を交付するものとし、その交付に関しては、岐阜県補助金等交付規則（昭和57年岐阜県規則第8号。以下「規則」という。）、法令等に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(交付対象者)

第2条 移住支援金の交付の対象となる者（以下「交付対象者」という。）は、次の各号（単身世帯に属する者にあつては、第1号及び第2号）のいずれにも該当する者とする。

(1) 次のいずれにも該当する移住をした者であること。

ア 県内の市町村に住民票を移した日前5年間、県外に在住していたこと。

イ 令和2年9月1日以降に県内に転入したこと。

ウ 移住支援金の交付申請時において、県内への転入後1か月以上経過していること。

エ 移住支援金の交付申請の日から5年以上継続して県内に居住する意思があること。

オ 県内への転入が、転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更に伴うものではなく、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、地方で生活し、働くことを自らの意思で選択して行われたものであること。

カ 県の移住相談窓口において移住に関する相談を行っていること。

(2) 次のいずれかに該当する者であること。

ア 次のいずれにも該当する就業者であること。

(ア) 就業先が、県内に事業所を有する法人、団体又は個人（以下「法人等」という。）で雇用保険の適用事業主であるものであること（県外の法人等に勤務する場合であつて、その勤務先を変更せず、県内から通勤し、又は県内においてテレワークを行うときを含む。）。

(イ) 週20時間以上の無期雇用契約に基づいて法人等に就業し、移住支援金の交付申請時において当該法人等に連続して1か月以上在職していること。

- (ウ) 県内に事業所を有する法人等に、移住支援金の交付申請の日から5年以上継続して勤務する意思を有していること（県外の法人等に勤務する場合であって、その勤務先を変更せず、県内から通勤し、又は県内においてテレワークを行うときを含む。）。
- (エ) 就業先の法人等が、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する風俗営業等を営む者でないこと。
- (オ) 就業先の法人等が、暴力団等の反社会的勢力でないこと又は反社会的勢力と関係を有していないこと。
- イ 次のいずれにも該当する起業者であること。
 - (ア) 県内で法人登記又は個人事業の開業の届出をしていること。
 - (イ) 移住支援金の交付申請時において当該事業を1か月以上継続していること。
 - (ウ) 起業する事業が、公序良俗に反する事業でないこと。
 - (エ) 起業する事業が、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条に規定する風俗営業等でないこと。
- (3) 次のいずれにも該当する者であること。
 - ア 移住元において、申請者を含む2人以上の世帯員が同一世帯に属していた者
 - イ 移住支援金の交付申請時において、申請者を含む2人以上の世帯員が同一世帯に属している者
 - ウ 申請者と同一の世帯に属している者のいずれかが、令和2年9月1日以降に県内に転入した者
 - エ 申請者と同一の世帯に属している者のいずれかが、移住支援金の交付申請時において転入後1か月以上経過している者
 - オ 申請者と同一の世帯に属している者が、いずれも暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者でない者
- (4) 暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者でないこと。
- (5) 日本人又は外国人であって永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者若しくは特別永住者のいずれかの在留資格を有する者であること。
- (6) その他知事が交付対象者として不相当と認めた者でないこと。

(移住支援金の額)

第3条 移住支援金の額は、50万円（単身世帯に属する者にあつては、30万円）とする。

(交付の申請)

第4条 移住支援金の交付申請書の様式は、別記第1号様式のとおりとする。

2 前項の交付申請書には、別表に掲げる書類を添付しなければならない。

(交付決定の通知)

第5条 規則第5条の規定による移住支援金の交付決定の通知は、別記第2号様式により行うものとする。審査の結果、支援金の交付を不相当と認める場合又は予算上の理由等により当該年度における支援金の交付が不可能である場合において、不交付決定の通知をするときも、同様とする。

(交付の条件)

第6条 補助金の交付決定には、次に掲げる条件が付されているものとする。

- (1) 県又は市町村が実施する移住定住施策への協力（各種移住定住に係る調査及びインタビュー、清流の国ぎふ暮らしセミナーの講師及び清流の国ぎふ移住定住サポーターへの就任等）をすること。
- (2) 移住支援金の交付申請時から移住5年目までの各年、移住の目的、経緯、現況等に関するレポートを提出すること。

(移住支援金の交付)

第7条 知事は、交付決定を行った交付対象者に対し、交付決定の日から2月以内に移住支援金の交付を行うものとする。

(報告及び立入調査)

第8条 知事は、必要があると認めるときは、交付対象者に対して報告させ、又は立入調査を行うことができる。

(交付決定の取消し及び返還請求)

第9条 知事は、移住支援金の交付を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、別記第3号様式により、移住支援金の交付決定を取り消し、移住支援金の全額（第3号に該当する場合（移住支援金の交付申請の日から3年以上経過して転出した場合に限る。）にあつては、半額）の返還を請求するものとする。ただし、就業先の法人等の倒産、災害、病気その他のやむを得ない事情がある場合で、知事が認めたときは、この限りでない。

- (1) 虚偽の内容を申請したことが判明したとき。
- (2) 居住、就業又は起業の実態がないことが明らかになったとき。
- (3) 移住支援金の交付申請の日から5年以内に県外へ転出したとき。

- (4) 移住支援金の交付申請の日から1年以内に第2条第2号に掲げる要件を満たさなくなったとき（当該要件を満たさなくなった日後3月以内に、再度当該要件を満たすこととなったときを除く。）。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、移住支援金の交付等に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年度分の予算に係る移住支援金から適用する。

別表（第4条関係）

区分	添付書類
第2条第1号関係	写真付き身分証明書の写しその他提示により本人確認できる書類の写し
	移住先（現住所）の住民票の写し（2人以上の世帯に属する者にあつては、申請者を含む2人以上の世帯全員の居住地が確認できるもの）
	移住前の住民票の除票の写し又は戸籍の附票の写し（2人以上の世帯に属する者にあつては、申請者を含む2人以上の世帯員の移住前での居住地を確認できる書類）
	振込先口座の金融機関名、支店名、種別、口座番号及び口座名義が分かる通帳等の写し
第2条第2号ア関係	移住先における就業先の就業証明書（別記第4号様式）
第2条第2号イ関係	事業の実施計画が確認できる書類（任意様式）
	営業証明書、開業届出済証明書等、事業を営んでいることを証明する書類

別記第1号様式（第4条関係）

岐阜県知事 様

申請年月日 年 月 日

清流の国ぎふ移住支援補助金交付申請書

次のとおり、清流の国ぎふ移住支援補助金の交付を受けたいので、岐阜県補助金等交付規則第4条の規定により、関係書類を添えて申請します。

1 申請者欄

フリガナ		性別	生年月日
氏名	Ⓜ		年 月 日
現住所	〒	電話番号	
メールアドレス	@		
受付番号 ^{※1}	—		

※1： 県地域振興課が発行し、清流の国ぎふ移住交流センター（東京、名古屋、大阪）、大阪ふるさと暮らし情報センターの相談窓口から受領した**6桁の受付番号**を必ずご記入ください。

2 移住支援金の内容（該当する欄に○を付けてください。）

世帯区分		単身		2人以上	2人以上の場合は、同時に移住した家族の人数（申請者は含まない。）	人
移住支援金の種類		就業（新規 ^{※2} ）		就業（継続 ^{※3} ）	起業	

※2： 県内に事業所を有する法人等に就業する者

※3： 県外の法人等に勤務する者で、その勤務先を変更せず、県内から通勤し、又は県内においてテレワークを行うもの

3 各種確認事項（該当する欄に○を付けてください）^{※4}

備考1「清流の国ぎふ移住支援補助金の交付申請に関する誓約事項」に記載された内容について	A. 誓約する	B. 誓約しない
備考2「清流の国ぎふ移住支援事業に係る個人情報の取扱い」に記載された内容について	A. 同意する	B. 同意しない
申請日から5年以上継続して岐阜県に居住し、かつ、就業・起業する意思について	A. 意思がある	B. 意思がない
転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更に伴うものではなく、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、地方で生活し、働くことを自らの意思で選択して転入した。	A. 自らの意思である	B. 自らの意思でない
県又は市町村が実施する移住定住施策への協力について（各種移住定住に係る調査及びインタビュー、清流の国ぎふ暮らしセミナーの講師及び清流の国ぎふ移住定住サポーターへの就任等）	A. 協力する	B. 協力しない
移住の目的、経緯、現状等に関するレポートの提出について（申請時から移住5年目まで毎年）	A. 提出する	B. 提出しない
暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者でない。	A. 関係を有する者でない	B. 関係を有する者である
日本人又は外国人であって永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者若しくは特別永住者のいずれかの在留資格を有するものである。	A. 該当する	B. 該当しない

※4： 各種確認事項のBに○を付けた場合は、移住支援金の交付対象となりません。

裏面もご記入ください。

4 直近5か年の居住歴^{※5}

期間	住所
年 月 日 ~ 年 月 日	
年 月 日 ~ 年 月 日	
年 月 日 ~ 年 月 日	
年 月 日 ~ 年 月 日	
年 月 日 ~ 年 月 日	

※5：記入欄が不足する場合は、別紙（任意様式）に期間と住所を記載の上、申請書に添付してください。

5 振込先

金融機関	銀行・信用金庫 信用組合・農協	本店・支店 出張所 本所・支所
	金融機関コード	支店コード
預金種別	普通 ・ 当座	
口座番号		
フリガナ		
口座名義人（漢字）		

※6：申請者と同一名義の口座を記入してください。

※7：ゆうちょ銀行を記載する場合は、「振込用の店名（漢数字）・預金種目・口座番号（通帳見開き下部に記載の7桁の番号）」を記入してください。

[備考1] 清流の国ぎふ移住支援補助金の交付申請に関する誓約事項

- 1 岐阜県及び転入先の市町村から清流の国ぎふ移住支援補助金（以下「移住支援金」という。）に関する報告及び立入調査について求められた場合には、これに応じます。
- 2 次の場合には、清流の国ぎふ移住支援補助金交付要綱に基づき、移住支援金の全額（（4）にあっては、半額）を返還します。
 - （1）移住支援金の申請に当たって、虚偽の内容を申請したことが判明したとき。
 - （2）居住、就業又は起業の実態がないことが明らかになったとき。
 - （3）移住支援金の申請日から3年未満で県外へ転出したとき。
 - （4）移住支援金の申請日から3年以上5年以内に県外へ転出したとき。
 - （5）移住支援金の申請日から1年以内に支援金の要件を満たす職を辞し、又は廃業したとき（離職又は廃業後3月以内に、再度要件を満たす職に就業し、又は起業した場合を除く。）。

[備考2] 清流の国ぎふ移住支援事業に係る個人情報の取扱い

岐阜県及び転入先の市町村は、清流の国ぎふ移住支援事業の実施に際して得た個人情報について、岐阜県及び転入先の市町村が定める個人情報保護条例等の規定に基づき適切に管理し、本事業の実施のために利用します。

また、岐阜県及び転入先の市町村は、当該個人情報について、他の都道府県において実施する同種の移住支援事業の円滑な実施、国への実施状況の報告等のため、国、他の都道府県及び他の市区町村に提供し、又は確認する場合があります。

第 号
年 月 日

様

岐阜県知事 古田 肇

清流の国ぎふ移住支援補助金交付（不交付）決定通知書

年 月 日に申請のありました標記補助金については、岐阜県補助金等交付規則第5条第1項の規定により、次のとおり決定しましたので同規則第7条の規定により通知します。

- ・ 移住支援補助金を交付します。

移住支援補助金 _____ 円

（ ・ 次の理由により交付できません。）

受付番号： 00-0000

第 号
年 月 日

様

岐阜県知事 古田 肇

清流の国ぎふ移住支援補助金交付決定取消通知書兼返還請求書

年 月 日付け 第 号で交付決定した標記補助金については、下記の事項に該当するため、清流の国ぎふ移住支援補助金交付要綱第9条の規定により、交付の決定を取り消し、補助金の返還を請求します。

記

1 交付済移住支援補助金 _____ 円

2 返還請求額 _____ 円

3 該当事項

4 返還期限

5 返還の方法

別添の納入通知書（納付書）により返還期限までに県指定金融機関又は収納代理機関へ納付してください。

受付番号： 00-0000

年 月 日

岐阜県知事 様

所在地

事業者名

印

代表者名

電話番号

担当者

就業証明書（清流の国ぎふ移住支援補助金申請用）

下記のとおり相違ないことを証明します。

記

勤務者氏名	
勤務者住所	
勤務先所在地	
勤務先電話番号	
就業年月日	年 月 日
雇用形態	週20時間以上の無期雇用

清流の国ぎふ移住支援補助金に関する事務のため、勤務者の勤務状況などの情報を、岐阜県の求めに応じて提供することについて、勤務者の同意を得ています。

また、次について該当することを誓約します。

- （1） 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条に規定する風俗営業等を営む者でないこと。
- （2） 暴力団等の反社会的勢力でないこと又は反社会的勢力と関係を有していないこと。